

通勤手当の誤り

対象受検機関	検出事項						是正を求める事項
高石高等学校	通勤手当について、育児休業等により勤務実績のない月が発生したため精算事務を行ったが、算出金額を誤っていたことから過剰に戻入したものがあった。						検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【職員の給与に関する条例】 (通勤手当) 第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。 2 通勤手当の額は、6 箇月を超えない範囲内で、月の 1 日からその月以後の月の末日までの期間として人事委員会規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。 【職員の通勤手当に関する規則】 (支給対象期間) 第 4 条 条例第14条第 2 項に規定する支給対象期間は、人事委員会が定める日以降 6 箇月の期間とする。ただし、これにより難い場合の支給対象期間は、人事委員会が定める。 (支給方法等) 第18条 条例第14条第 1 項の職員に対する通勤手当は、その者の支給対象期間の初日の属する月の給料の支給日に支給する。（以下略） 第20条 条例第14条第 1 項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の理由により、月の 1 日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月に係る通勤手当は支給しない。（以下略） 【職員の通勤手当に関する規則の運用について（通知）】 第 4 条関係 1 人事委員会が定める日は、毎年度 4 月 1 日及び10月 1 日とする。 第20条関係 1 支給対象期間に係る通勤手当を既に支給している場合において、この条に規定する事実が生じたときは、既に支給している通勤手当の額から次の各号に掲げる額を差し引いた額をもって当該支給対象期間に係る通勤手当の額とする。 (1) 1 箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円以下であった場合には、アからウの総額 ア 定期券により運賃等相当額を算出している場合には、当該月の前月の末日に運賃等相当額を算出する際に基準とした通用期間の定期券を解約して返戻される額及び通用期間が到来していない定期券の価額の総額
	職員	支給対象期間	既支給額	既戻入額	正規戻入額	追給すべき額	
	A	令和 5 年 4 月から 同年 9 月まで	58,900円	36,920円	35,760円	1,160円	

措置の内容
検出事項について、過剰に戻入した通勤手当については、学校総務サービス課に支払依頼を行い、返戻済みである。 検出事項の原因は、事務職員の「勤務実績のない月」に関する認識の誤りと承認者のチェックが脆弱であったことにある。 再発防止に向け、事務職員に対し通勤手当に関する制度について周知徹底するとともに、承認者が承認を行う際はその要件の確認を確実に行うこととした。 今後は、条例等に基づき、適正な事務処理を行う。

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年5月28日）